

鳥取県立学校版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

鳥取県教育委員会

最新改訂 令和3年11月29日
作 成 令和2年4月15日

[改訂履歴]

作成	令和2年4月15日
第一次改訂	令和2年5月27日
第二次改訂	令和2年6月15日
第三次改訂	令和2年7月10日
第四次改訂	令和2年9月9日
第五次改訂	令和2年10月26日
第六次改訂	令和2年11月11日
第七次改訂	令和2年11月27日
第八次改訂	令和3年1月15日
第九次改訂	令和3年3月11日
第十次改訂	令和3年3月24日
第十一次改訂	令和3年4月21日
第十二次改訂	令和3年5月21日
第十三次改訂	令和3年6月21日
第十四次改訂	令和3年8月11日
第十五次改訂	令和3年8月24日
第十六次改訂	令和3年10月1日
第十七次改訂	令和3年11月29日

目次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する考え方	2
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	7
2 教育活動上の留意点	11
3 年間行事計画等の見直し	18
4 登校の判断等	18
5 体調不良の生徒に対する抗原簡易キットの活用について	20
6 新型コロナワクチン接種と学校教育活動について	20
7 感染者(回復者を含む)、濃厚接触者、ワクチン接種を受けていない人等 に対する偏見、差別及びいじめへの対処と個人情報の保護について	21
8 児童生徒の心のケア	21
9 学校寮における感染対策	22
10 特別支援学校における留意点	22
11 教職員等の健康管理	22
12 教職員の勤務・サービス・県外出張等の取扱い	23
II 臨時休業編	
1 感染者が確認された場合	24
2 濃厚接触者を把握した場合(同居家族が感染した場合など)	28
3 県内感染者の発生状況を踏まえた措置	29

参考資料

- (1) 感染症対策チェックリスト(学校向け)
- (2-1) 健康観察表(家庭用) (2-2) 行動記録表(家庭用)
- (3) 消毒液の作り方-新型コロナウイルス対応用-
- (4) 体調不良の生徒に対する抗原簡易キットの活用について(県立高校用)
- (5) 教職員健康チェック表
- (6) 教職員のサービスの取扱い(R3.7.12更新)
- (7) 学校においてクラスターが発生した場合の対応について
- (8) 新型コロナウイルス感染症発生時の報告ルート及び様式等
- (9) 【濃厚接触者調査】行動・接触者確認シート

新型コロナウイルス感染症関係の主な文部科学省通知

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について(通知)(R2.5.15 2文科第265号)
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について(通知)(R2.5.27 2初児生第7号)
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて(通知)(R2.6.5 2文科初382号)
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について(通知)(R3.2.19 2文科初第1769号)
- (5) 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)(R3.2.19 2文科初第1733号)

～本ガイドラインについて～

東京都等19都道府県に発令されていた緊急事態宣言が9月30日に解除された以降、新型コロナウイルスの感染者は大幅に減少しており、11月8日には政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「政府分科会」という。）から新たなレベル分類が示されました。

本県においても、11月25日に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、政府分科会が示した新たなレベル区分等への対応として、新しい鳥取県版新型コロナ警報や感染警戒地域等が見直され、暫定運用等されることとなりました。また、9月中旬以降、感染者が減少し、新規陽性者0人の日が続いています。

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも各学校において適切に対応していただいているところですが、必ず第6波がやって来るという心構えを持った上で、引き続き、管理職のリーダーシップの下、学校における感染防止対策の徹底を図り、教職員・生徒の体調管理（体調不良の際は出勤・登校しないこと）、正しいマスクの着用、定期的な換気、行事等での距離の確保、こまめな手洗い、消毒など、継続して緊張感を持って、感染症対策の徹底に努めていくことが肝要です。

家庭内での感染など、誰もがいつでもどこでも感染する可能性があります。また、患者やその家族、医療従事者の方、ワクチン接種を受けていない人などに対し、いわれのない差別や偏見、いじめなどを行うことは断じて許されません。

感染症対策として、多くの通知の発出とともに、17度目の「鳥取県立学校版感染症対策ガイドライン」改訂を行いました。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止を徹底し、この感染症とともに生きていく社会をつくっていくため、国からの学校再開ガイドライン等に基づき、鳥取県教育委員会として、学校運営上取るべき対策等の指針を示すものです。

ついでには、児童生徒の教育活動を守る上で、本ガイドラインに沿って、適切な対応をより徹底していただくことを期待します。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加してまいりますのでご承知ください。

感染症対策に関する考え方

今後、学校においては、管理職のリーダーシップの下、引き続き緊張感を持って感染症対策を継続しながら、鳥取型「新しい学校生活様式」に基づいた通常の教育活動（一斉登校、一斉授業等）を実施することが重要である。

【新しい学校生活様式】

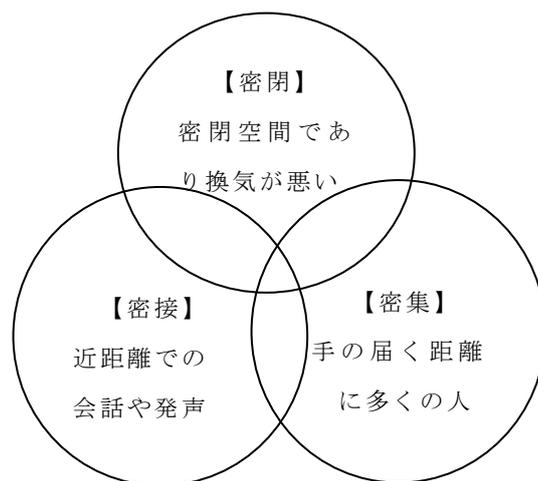
衛生管理の徹底が日常となること。

- ・ 登校前の検温等、体調管理（発熱又は風邪症状等がある場合は無理せず自宅療養）
- ・ 児童生徒、教職員ともに手洗いやマスクの着用・咳エチケットの徹底（但し、夏季など熱中症の懸念がある場合は、適宜マスクは外す。）
- ・ ドアノブ、手すり、スイッチなど、児童生徒等が手を触れる箇所の消毒
- ・ こまめな換気、近距離での会話及び「密閉、密集、密接」（三つの密）の回避

※「密閉、密集、密接」（三つの密）とは

密閉空間（換気の悪い密閉空間等）、密集場所（多くの人が手の届く密集等）、密接場面（近距離での会話や発声等）のこと。「三密」または「密」と表現する場合があります。

三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）が同時に重なるほど、クラスター（集団）発生のリスクが高くなりますが、「密閉」「密集」「密接」は一つでも感染例がありますので、「密閉」「密集」「密接」をそれぞれ徹底的に回避する必要があります。



また、令和3年11月8日の国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言で示された新しいレベル分類を踏まえ、文部科学省作成「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準」（令和3年11月22日改訂）によると、令和3年11月29日現在、鳥取県は「地域の感染レベル1」に該当する。

この行動基準を参考としつつ、学校教育活動を継続しながら「新しい学校生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要である。

なお、放課後児童クラブでの外部指導者に起因する児童等の検査事案も複数あることから、外部関係者への感染防止対策を特に強化していく必要がある。

学校の行動基準・・・身体的距離は1mを目安に、学級内で最大限の間隔を取る。 （地域の感染レベル1）	感染リスクの高い教科活動は適切な感染対策を行った上で実施。 部活動は、十分な感染対策を行った上で実施。
--	--

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2 m 程度 (最低1 m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル2	1 mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-right: 5px;">収束局面 ↓</div> <div style="text-align: center;">感染リスク の低い活動 から徐々に 実施</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-left: 5px;">↑ 拡大局面</div> </div>	感染リスクの低い活動 から徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1 mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
地域の感染 レベル3	レベル4 (避けたい レベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症 への医療に対応できない状況。
	レベル3 (対策を強 化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス 感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への 適切な対応ができなくなると判断された状況。
地域の感染 レベル2	レベル2 (警戒を強 化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新 型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめてい るが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が 必要な人への適切な対応ができている状況。
地域の感染 レベル1	レベル1 (維持すべ きレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染 症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0 (感染者 ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和3年11月22日付改訂。以下「衛生管理マニュアル」という。)から抜粋

参考

政府分科会が示す新たな指標の 【暫定運用】本県のレベル移行判断目安

新指標		鳥取県版新型コロナ警報 発令基準【暫定運用】 ※圏域ごとに基準に達した時発令
レベル	状況	
レベル0	・新規陽性者数ゼロを維持	
レベル1	・安定的に一般医療が確保 ・コロナ医療も対応可能	
レベル2	・新規陽性者数が増加傾向 ・一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめていますが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています	<p>■ 新規陽性者数 10万人あたり10人/週 (実数約55人)</p> <p>■ 最大確保病床数使用率 15%</p> <p>■ 予測ツール等で試算した3週間後の必要病床数が最大確保病床数50%に達する場合</p>
レベル3	・一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない	<p>■ 新規陽性者数 10万人あたり30人/週 (実数約170人)</p> <p>■ 最大確保病床数使用率 50%</p> <p>■ 重症病床数使用率 50%</p> <p>■ 予測ツール等で試算した3週間後の必要病床数が最大確保病床数に達する場合</p>
レベル4	・一般医療を大きく制限しても、コロナ医療に対応できない	<p>■ 新規陽性者数 10万人あたり50人/週 (実数約280人)</p> <p>■ 最大確保病床使用率 80%</p> <p>■ 療養者数が最大確保病床数と宿泊療養施設の計を上回っている場合</p>

<p style="text-align: center;">注意報 (警戒情報の1/2)</p> <p>東部10人・中部5人・西部10人/週 (10万人あたり約4人/週)</p>
<p style="text-align: center;">警戒情報 (警報の1/3)</p> <p>東部20人・中部10人・西部20人/週 (10万人あたり約8人/週)</p> <p>現時点確保病床稼働率15%</p>
<p style="text-align: center;">警報</p> <p>東部55人・中部25人・西部55人/週 (10万人あたり約25人/週)</p> <p>現時点確保病床稼働率25%</p>
<p style="text-align: center;">特別警報</p> <p>東部70人・中部30人・西部70人/週 (10万人あたり約30人/週)</p> <p>現時点確保病床稼働率50%</p>

【暫定運用】本県のレベル移行に沿った措置・要請

区分	基本的な考え方	活動制限
		学校
レベル1	○感染対策の徹底	<p>○現行の感染対策を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常登校、通常授業 ・部活動は、感染対策を徹底して実施
レベル2 (1)	○協力依頼、要請	<p>○感染対策のより一層の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常登校、通常授業 ・県外活動は、行き先の感染状況に応じて対応 ・県外校との練習試合は感染対策をより一層徹底して実施
レベル2 (2) (新型コロナ警報が「警報」相当となった場合)	<p>○より強い協力依頼</p> <p>○県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請</p> <p>○エリアを限定したまん延防等重点措置の検討 等</p>	<p>○必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散登校及びオンライン授業等の準備 ・修学旅行、県内の泊を伴う行事は中止又は延期 ・部活動の活動時間短縮 ・宿泊を伴う合宿、県外校との練習試合等の禁止
レベル3	<p>○さらに強い呼びかけ</p> <p>○まん延防止等重点措置・緊急事態制限の検討</p> <p>○県クラスター対策条例、特措法第31条の6、第45条も発動</p> <p>○ワクチン・検査パッケージ制度停止の検討 等</p>	<p>○教育活動の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業又は分散登校 ・オンライン授業等の実施 ・校外行事の中止又は延期 (リモート形式可) ・部活動の対外試合禁止 ・部活動の活動日の制限、中止
レベル4	<p>○強力な制限</p> <p>○緊急事態制限の実施</p> <p>○特措法第45条も発動</p> <p>○ワクチン・検査パッケージ制度の停止 等</p>	<p>○教育活動の中止、休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業 ・オンライン授業等の実施 ・学校行事の中止又は延期 (リモート形式は可) ・全ての部活動を中止

※この指針は目安であり、感染状況等に応じて前倒しして対策を検討していく

さらに、学校の児童生徒や教職員の中から感染症患者が発生した時は、その者が最後に登校又は勤務していた日の翌日から起算して7日間の臨時休業とすることを検討の基本としつつ、所轄の保健所の疫学調査を踏まえ専門家や学校医と相談の上、最終的に臨時休業の期間を決定することとしている。

感染者情報、感染経路等の状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合があることを念頭に置いておくことが肝要である。

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（抜粋）

県内感染確認期	県内感染拡大警戒期	緊急事態宣言がされた場合の緊急事態措置
<p>学校は、その児童・生徒や職員等の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、ひとまず7日間、臨時休業することを基本とする。</p> <p>ただし、その実施の規模及び期間等については、所轄の保健所の疫学調査を踏まえ、専門家と相談の上、以下の状況を総合的に判断して、最終的に決定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校内における活動の様態 ・接触者の多寡 ・地域における感染拡大の状況 ・感染経路の明否 	<p>《学校における臨時休業（※緊急事態措置によらない県の要請等に基づく自主的な対応として）》</p> <p>学校における臨時休業は、県内感染確認期と同様の対応とする。</p> <p>なお、県が感染拡大を防止するため学校の地域的な一斉休業を要請したときは、生活圏や通学等の状況等を勘案して設定する一定の区域内にある学校は、未発生の所も含め、全て臨時休業することとする。</p> <p>教職員や児童生徒の家族等が罹患した場合並びに本人に発熱等の風邪症状が見られる場合には、学校へ出勤・登校しないよう指導する。</p>	<p>県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。</p> <p>保育所については、利用状況の減少に応じて要請することとし、自宅での監護が困難な幼児の合同保育等の代替策について、あらかじめ市町村と調整する。放課後児童クラブについても同様に、施設の使用制限（臨時休業）の要請を行う。</p>

新「鳥取県版 新型コロナ警報」暫定運用 (11/17~)

- ・政府のステージからレベルへの基準変更を考慮
- ・ワクチンや抗体医薬の発症・重症化抑制効果や施設等の基本的な感染防止対策の浸透を反映

旧指標	区分		注意報	警報	特別警報	
	指標	①新規陽性患者数	東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週		
		②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超	
		③入院率	—	圏域ごとに40%未満	圏域ごとに25%未満	
運用	発令	圏域単位で発令				
	発令の目安	①の基準に達した日	①かつ②または③が基準に達した日	②または③が基準に達した日		
	解除の目安	①の基準を下回った日の翌日	①②③がいずれも基準を下回った日の翌日	②の基準を下回るとともに、③の基準を上回った日の翌日		



新指標(暫定版)	区分		注意報	警戒情報	警報	特別警報
	指標	①新規陽性患者数	東部 10人/週 中部 5人/週 西部 10人/週 (10万人あたり約4人/週)	東部 20人/週 中部 10人/週 西部 20人/週 (10万人あたり約8人/週)	東部 55人/週 中部 25人/週 西部 55人/週 (10万人あたり約25人/週)	東部 70人/週 中部 30人/週 西部 70人/週 (10万人あたり約30人/週)
		②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 25%超	圏域ごとに稼働率 50%超
		③予測ツールによる3週間後の確保病床稼働率	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 25%超	圏域ごとに稼働率 50%超	—
運用	発令	圏域単位で発令				
	発令の目安	①②③のいずれかの基準に達した時				
	解除の目安	②を下回った日の翌日 (①が下方傾向にあることが前提)				

感染警戒地域の見直しについて

政府のステージからレベルへの基準変更、新「鳥取県版 新型コロナ警報」の暫定運用開始等を踏まえ、感染が拡大している地域との往來の警戒を呼び掛ける「感染警戒地域」の見直しを行う。

見直し(案)

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数

	区分	基準※
現行	感染散发地域(Ⅰ)	~2.0人
	感染留意地域(Ⅱ)	2.0~5.0人
	感染注意地域(Ⅲ)	5.0~10.0人
	感染流行警戒地域(Ⅳ)	10.0~15.0人
	感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)	15.0人~



	区分	基準※
改正(案)	感染散发地域(Ⅰ)	…レベル0~1相当 ~10.0人
	感染注意地域(Ⅱ)	…レベル2相当 10.0~30.0人
	感染流行警戒地域(Ⅲ)	…レベル3相当 30.0~50.0人
	感染流行嚴重警戒地域(Ⅳ)	…レベル4相当 50.0人~

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

感染症の予防にあたっては、感染症対策チェックリスト（参考資料1）を活用し、対策に漏れがないか確認の上、予防対策を徹底すること。

学校においては、必要な場面での適切なマスクの着用、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「密閉、密集、密接」をそれぞれ避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底すること。

なお、既にワクチンを接種した教職員や児童生徒等においても、上記の基本的な感染症対策が必要であること。

(1) 幼児・児童・生徒

ア 学校は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、こまめな手洗い（登校時や給食の前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用（正しいマスクの着用方法）など）の励行について指導すること。

なお、手洗いについては、30秒程度かけて、固形石けんを液体石けんに変えたり、児童生徒等間の距離を確保したりするなどの工夫を行い、感染防止対策のさらなる徹底を図ること。ただし、石けんで何度も手を洗うことで、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行うこと。また、洗い終えたら、清潔なハンカチ等で手を拭くとともに、ハンカチの共用は避けること。

身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用すること。ただし、十分な身体的距離^(注1)が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。また、児童生徒等の特性による感覚過敏等によりマスクの着用が難しい場合や、気温や湿度等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクの着用を強制しないなど人権や健康に配慮した対応をすること。その際は、より一層の換気や児童生徒等の間に十分な距離を2m保つなどの配慮を行うこと。併せて「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた空調設備の適切な運用及び物品の購入について」（令和2年6月10日付教育環境課長通知）を踏まえてエアコンを適切に活用すること。

なお、マスクについて、その素材による飛沫の捕集効果は不織布マスクが最も効果が高く、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順とされているが、様々な理由により不織布マスクが入手困難な場合は、手作りマスクを使用するなどの工夫をすること。

（注1）「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを推奨されている。

※正しい手洗いの方法（こまめな手洗い：厚生労働省）

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059529.pdf>

※感染予防は正しい手洗いから！～正しい手の洗い方～（鳥取県）

<https://www.youtube.com/watch?v=v-0Ak3WsscI&feature=youtu.be>

※マスクの着用・咳エチケット（厚生労働省）

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059528.pdf>

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

正しいマスクの着用方法について

基本的対処方針方針（令和3年6月17日変更案）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- ・マスクに係る日本産業規格（JIS）の制定も踏まえつつ、ウイルス捕集効率や着用場面等に応じた不織布マスク等の感染予防策の効果や隙間が出来ないように着用方法の周知。

（正しいマスク着用方法）

- マスクは**すき間が出来ないように顔にフィット**させるなど正しい着用を。
- 感染リスクの比較的高い場面では、できれば**フィルター性能の高い不織布マスクの利用**を。
※布やフレタン素材よりも不織布の方が効果が高いことが示されています。
- マスクを着用していても、**会話は短時間で、大声は避ける**。
- **県民の多くがワクチン接種を終えるまでは、ワクチン接種後もマスクの着用**を。

正しいマスクの着用



- 1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 2 ゴムひもを耳にかける
- 3 隙間がないよう鼻まで覆う



イ 学校は、児童生徒等（及び保護者）に、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状、味やにおいに違和感があるときは、出席停止とし、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒等（又は保護者）には、健康観察表（参考資料2-1）を配付し、毎日記入・提出を求めること）。

特に、地域の感染レベル（2～3頁参照）が3及び2の地域では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も、登校を控えるよう指導すること。

また、学校外の行動については、可能な範囲で記録しておくよう児童生徒等（又は保護者）に指導又は依頼すること。（毎日の提出は不要だが、学校関

- 係者に陽性がでた場合は、提出を求める場合があります。)(参考資料2-2)
- ウ 学校は、登校前に健康観察表の確認をできなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行うこと。(地域の感染レベルが3及び2の地域では、できる限り校舎に入る前に検温及び健康観察等を行うこと。)
- エ 学校は、通学時には、マスクを着用し、公共交通機関を利用する場合は、可能な限り車内で密集しないように乗車し、車内での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めるとともに、帰宅後(または学校到着後)は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないようするなど児童生徒等に指導すること。なお、屋外で十分な身体的距離が確保できる場合には、マスクを外すよう指導すること。
- オ 学校は、児童生徒等に感染の不安や疑いがある場合は、まずは、事前に地域の医療機関に連絡させ、相談先に迷う場合は「受診相談センター(以下「相談センター」という。)」へ相談させること。

【地域の医療機関に受診する際の注意事項】

- ・受診の際は、事前に受診方法等を確認すること。
- ・マスクを着用し、できるだけ公共交通機関の利用を避けること。

【受診相談センター連絡先】

受付時間	連絡先
9:00～17:15 ※土日祝日含む ※年末年始 (12/29～1/3)を除く	(電話) 0120-567-492 コロナ・至急に (ファクシミリ) 0857-50-1033
上記以外の時間	東部地区 (電話) 0857-22-8111
	中部地区 (電話) 0858-23-3135
	西部地区 (電話) 0859-31-0029

(参考) 陽性者との接触歴や接触した可能性があるなど心配な場合

【保健所(接触者等相談センター)】

地区	電話番号(8時30分～17時15分)
東部(鳥取市保健所内)	0857-22-5625
中部(倉吉保健所内)	0858-23-3135
西部(米子保健所内)	0859-31-0029

カ 学校は、児童生徒等に日頃から、規則正しい生活（十分な睡眠、栄養、運動など）を心がけ、体の免疫力を高めるよう指導するとともに、校内掲示等により児童生徒等に対する感染防止対策への注意喚起を行うこと。併せて、保護者にもチラシの配布等により周知徹底を図ること。

キ ワクチン接種には、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されているが、児童生徒の接種状況については、個人情報を含め十分に注意すること（20頁6及び21頁7参照）。

（2）教職員等（外部人材含む）

ア 教職員等は、児童生徒等と接することから、手洗い、マスクの着用や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状、味やにおいに違和感があるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

ウ 校長は、教職員等に感染の不安がある場合は、まずは、事前に地域の医療機関に連絡させ、相談先に迷う場合は（1）オに記載する相談センターへ相談させること。

（3）校内環境

ア 学校は、校内に液体石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ 学校は、児童生徒間の身体的距離について、地域の感染レベルに合わせて（2～3頁参照）学級内で最大限の間隔を取るよう座席を配置すること。

ウ 学校は、適切な環境保持のため、冷暖房をしていても教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時、困難な場合はこまめに（30分間に1回以上、5分間程度、窓を全開）換気に努めること。換気は、可能な限り2方向（廊下側と窓側を対角に）のドアや窓を10 cmから20 cm程度を目安に開け、室内の空気が流れるように工夫すること。

窓のない部屋を使用する場合は、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなど十分に換気に努めるとともに、使用時は人の密度が高くないよう配慮すること。

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替を行っていないことから、エアコン使用時においても換気が必要であること。さらに、十分な換気ができているかを確認するためには、換気の指標として、学校薬剤師等の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を測定

するなど工夫すること（学校環境衛生基準では 1500ppm を基準としている）。

冬季における換気により、室温を保つことが困難な場合が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

- エ WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどとしている。学校は、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について、1日1回程度、水拭きをした後、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することもできる。トイレや洗面所等は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ない。器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導すること。

※学校における消毒の方法等について（文部科学省）

※身の回りを清潔にしましょう（厚生労働省及び経済産業省）

※消毒液の作り方-新型コロナウイルス対応用-（参考資料3）

※学校空間の消毒方法について（鳥取県）

https://www.youtube.com/watch?v=_J7HelVddEU&feature=youtu.be

- オ 学校は、児童生徒等が更衣室等の狭い部屋を利用する場合は、人と人との距離が 1 m 以上確保できるよう利用人数を制限し、定期的（30 分に 1 回 5 分程度）な換気及び会話をする場合のマスクの着用を徹底するとともに、利用人数や注意点についての掲示を行うこと。

- カ 管理職は、衛生管理者とともに学校の中心となって、授業のみならず、職員会議、校内会議等の開催方法の見直しを行い、オンライン会議システムを活用するなど、各学校の実態に即した対策に取り組むこと。

なお、校長は、飛沫等による感染リスクを軽減させるため、職員室の執務スペースを最大限、有効活用して、可能な範囲で職員の執務機の配置を工夫したり、執務機の間に関仕切りを設置したりするとともに、会話の際は、できる限り真正面を避けるように教職員等を指導すること。

2 教育活動上の留意点

学校は、「密閉、密集、密接」のそれぞれの回避などの感染症対策を継続しながら、鳥取型「新しい学校生活様式」に基づいた通常の教育活動を以下に留意しながら実施すること。

なお、本県の感染レベル（政府分科会指標）等状況が変化した場合の学校行事等の実施については、高等学校は令和3年11月26日付第202100217270号教育長通知の別紙「学校行事等の対応方針【暫定運用】」、特別支援学校は、特別支援学校は同年同日付第202100217430号教育長通知の別紙「学校行事等の対応方針（暫定版）」により対応すること（当該対応方針はあくまで暫定であり、今後の状況の変化により変更もあり得る）。

(1) 学年集会・学部集会

学校は、感染予防対策を徹底した上で、特に体育館等の出入の際の密の回避、児童生徒同士の間隔の確保や定期的な換気に対する対策を行うこと。

(2) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 児童生徒等及び教職員等は、授業中、飛沫感染の防止のためマスクを着用する。体育の授業においては、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な身体的距離を確保した上で、マスクを外すこと。ただし、出席確認や生徒が指示を聞く場面等、運動をしていない時は、感染症対策としてマスクを着用すること。

イ 教員は、授業において、新しい学校生活様式での授業により教室内での「密閉、密集、密接」をそれぞれ回避した上で一斉授業を実施すること。

特に、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動が長時間にならないよう工夫するとともに、児童生徒同士の座る位置の工夫や間隔の確保、教室内で会話する場面でのマスクの着用、共有部分の消毒や定期的な換気などの対策を徹底すること。

ウ 次の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い教科活動」については、地域の感染レベル（2～3頁参照）に応じて実施を検討すること。

【感染リスクの高い教科活動】（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭での「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【地域の感染レベルに応じた教科活動】

(11月29日現在、鳥取県の地域の感染レベルは1)

①感染レベル3

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないこと。

②感染レベル2

上記の活動のうち、合唱や調理実習等(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、リスク回避が困難な場合は活動を中止すること。

③感染レベル1

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施すること。

エ 教員は、実技指導などについて、実施内容に応じて、密閉、密集、密接を、それぞれ回避し、感染予防対策を徹底した上で実施すること。

(例)

- ・体育科における身体接触を伴う活動(複数による準備運動など)は、開始前後の手洗いや十分な換気などの感染予防対策を行った上で、実施する。
- ・水泳については、「衛生管理マニュアル」の別添資料3を踏まえて適切に対応する。
- ・音楽科においては、歌唱活動における密集、飛沫拡散や管楽器(リコーダー等)からの感染に対して対策を行った上で実施する。

<工夫の例>

飛沫が飛ぶことを防ぐため、少人数で短時間で実施する。

- ・家庭科の調理実習は、多くの児童生徒等の密集、会話による飛沫の拡散や食器等による感染に対する対策を行った上で実施する。

<工夫の例>

クラスを2分割(A班20人、B班20人に分ける)した上で、A班は教室で課題を実施し、B班は調理室で実習を実施する。1学級40人の生徒全員が調理室で一斉に実習を行うことは避ける。

- ・専門学科等において、農業実習や食品加工の実習を実施する場合は、衛生管理を徹底し、多くの生徒の密集、会話による飛沫の拡散や食器等による感染に対して対策を行った上で実施する。また、生産した野菜等や製造した食品の外部販売は県内のみとする。
- ・特別支援学校で実施する実習のうち、校内カフェにおいて外来者を招く活動は、感染予防対策を十分に行いながら実施する。また、職業に関する教科で農業実習や食品加工の実習を実施する場合は、「密閉、密集、密接」を

それぞれ防止して衛生管理を徹底した上で、生産した野菜等や製造した食品を販売・提供する。

- ・特別支援学校（盲学校）が実施するあんま・はり・灸の施術は「密閉、密集、密接」をそれぞれ可能な限り回避し、感染予防対策を徹底した上で実施する。

オ 教職員等は、授業中、児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させること。

特別支援学校においては、学校で全ての児童生徒等に対して定期的な検温を実施すること。また、児童生徒等が体調不良を訴えたときや、体温が37.5度以上になったときには、速やかに他の空き部屋等に移動させて他の児童生徒等と接触しないようにするとともに、保護者に連絡した上で、下校させること。

（3）学校給食及び昼食

ア 学校は、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底させること。

イ 学校は、配膳の際、児童生徒等にマスクを着用させるとともに、間隔を空けて並ぶなどの工夫を行うこと。

ウ 学校は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、十分な間隔（1m以上）を空けて座る、黙食又は大声での会話を控えるとともに、食事後に会話をする場合はマスクを着用させるなどの対応を行うこと。

エ 食堂がある学校においては、密集とならないよう、椅子を減らす、利用時間を分けるなどの工夫を行うこと。

オ 特別支援学校においては、配膳を行う教職員等及び児童生徒等は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実に行うこと。

カ 学校は、児童生徒等の食後の歯みがきの際は、マスクを着用していないことを考慮し、並ぶ際には間隔を空けて換気の良い環境で行わせる、会話は控えさせるなど、飛沫を飛ばさないための工夫を行うこと。

キ 学校は、学校給食及び昼食中の校内放送での繰り返し周知や管理職による巡回指導等により、上記ア～カの感染防止対策のさらなる徹底を図ること。

（4）休憩時間

教職員等は、教室等のこまめな換気を実施する（可能であれば2方向のドアや窓を同時に開ける）こと。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

教職員等は、原則マスクを着用し、お互いの体が接触するような遊び等を行わないよう児童生徒等に指導すること。

（5）部活動

ア 各部は、「鳥取県運動部（文化部）活動の在り方に関する方針」及び「鳥取県運動部（文化部）活動における新型コロナウイルス感染症ガイドライン」

に基づき、活動を行うこととする。

イ 各部の大会参加及び大会運営については、体育保健課及び高等学校課が別途作成する「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン」を参照の上、参加及び運営を行うこと（練習試合や合同練習の実施及び運営にあたっても準拠すること）。

（６）生徒会活動

ア 委員会活動は、特に児童生徒同士の間隔の確保や定期的な換気に対する対策を行った上で実施すること。

イ 生徒総会は、「密閉、密集、密接」をそれぞれ回避し、感染予防対策を徹底すること。特に体育館等の出入の際の密の回避、児童生徒同士の間隔の確保や定期的な換気に対する対策を行った上で実施すること。

（７）学校行事

＜感染拡大防止の措置＞

- ・風邪のような症状（体調不良を含む。）のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒液の設置
- ・こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞

- ・参加人数を抑えること
- ・参加者間のスペースを確保すること
- ・内容を精選し、時間を短縮すること

ア 学校は、入学式・始業式等の儀式的行事について、「密閉、密集、密接」をそれぞれ回避し、感染予防対策を徹底すること。特に体育館等の出入の際の密の回避、参加者同士の間隔の確保や定期的な換気に対する対策を行う。

イ 学校は、講演会、避難訓練など児童生徒等が一堂に集まって行う活動を、特に体育館等の出入の際の密の回避、参加者同士の間隔の確保や定期的な換気に対する対策を行った上で実施する。

なお、緊急事態宣言対象地域や、まん延防止等重点措置対象地域をはじめ感染拡大地域から参加者を招へいする事業や、当該地域で開催する事業は、リモート形式で実施又は延期をするよう、早急に見直しを行うこと。

避難訓練については、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにすること。

ウ 健康診断は、今後の流行によっては同一会場での感染拡大が懸念されること、診療体制の確保を優先する必要性も生じることから、実施日や方法などは学校医等と相談の上実施すること。

また、実施の際は、会場空間の換気や入室人数の制限など、感染症予防対策を徹底すること。

エ 学校は、遠足、映画・芸術鑑賞などの校外での活動を、特に人との間隔の確保、マスクの着用、手洗いのできる環境の確保や昼食時の飛沫の拡散などに対する対策を行った上で実施すること。また、参加者に厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを促すこと。

宿泊を伴う活動は実施可能とするが、安全な宿泊となることを条件として許可する。

<安全な宿泊とは>

- ・ 宿舎は原則個室。個室が確保できずやむを得ず相部屋となる場合は、部屋の利用人数を収容定員の50%以下とすることが望ましい。50%以下にできない場合は、より一層の感染防止対策を徹底すること。
- ・ 食事においては、感染予防策（食事中以外のマスク着用、適切な距離（1m）の確保、料理は大皿ではなく一人盛り、大声で話さないなど）を徹底すること。
- ・ マスク着用を原則として、やむを得ずマスクを外す場合には周囲との距離を2m以上確保すること。

オ 修学旅行等は実施可能とするが、本県が定める「感染流行嚴重警戒地域（Ⅳ）」、「感染流行警戒地域（Ⅲ）」又は「感染注意地域（Ⅱ）」への修学旅行は極力控えることとし、実施する場合は、「密閉、密集、密接」をそれぞれ徹底的に避ける、原則マスクを着用することとし、やむを得ず外す場合は人々との感染防止距離（概ね2m）を取る、こまめな手洗い等の感染予防に万全の注意を払うこと。

なお、生徒がふるさとについて学ぶ機会の創出や新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減などの観点から県内等の修学旅行への変更も検討すること。（支援については、鳥取県内等修学旅行支援事業（県立学校）補助金交付要綱（令和2年10月9日付第202000164562号。令和3年3月26日付第202100001240号で一部改正）を参照のこと。）

カ 学校は、学校祭、球技大会、応援練習（応援歌・校歌練習）については、例年と同様の活動はできないことに留意して、実施内容、規模、期間短縮、密を避け大声や集団で歌う場面を控えるなど感染防止対策を徹底した上で実施する。

原則マスクを着用することとし、やむを得ず外す場合には、感染リスクを避けるため、周囲との間隔をできる限り2m確保すること。（球技大会でコンタクトスポーツを行う場合については、この限りではないが、準備・片付け、アップ・ダウン、休憩中は、マスクを着用すること）

<工夫の例>

- ・開閉会を放送で実施
- ・前例にとらわれず、実施内容の変更（例 クラス対抗の合唱コンクールや借り人競走は行わない 等）
- ・クラスの発表を映像に撮り、各クラスで視聴

キ 高等学校体験入学・授業参観等

高等学校体験入学・授業参観等については、参加者同士の間隔の確保、定期的な換気や時間短縮などの工夫をした上で、実施を希望する高校のみ開催すること。

ク 特別支援学校における学校見学・体験入学については、カと同様の取組や少人数での実施等の工夫を行った上で実施すること。

(8) 保護者会、PTA総会、学校運営協議会等

ア 学校は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催すること。

イ 学校は、開催の際には、参加者に原則マスクの着用を要請するとともに、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け（1 m以上）、十分な換気を行う等の感染予防対策を徹底すること。

(9) 登下校指導、生徒指導

ア 学校は、児童生徒等に対して、登下校の際にはマスクを着用すること及び公共交通機関を利用する場合は、可能な限り車内で密集しないよう乗車し、車内での会話を控えることなどについて指導する。校門付近や玄関口など狭い通路部分等においても、会話を控え、密集しないよう指導すること。

なお、気温や湿度等により、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外してもよいこととする。

イ 学校は、児童生徒等に対して、特に以下について時機を捉えて繰り返し指導するなど、強く感染予防対策を徹底すること。

- ・下校の際にはカラオケボックスや大型商業施設等に立ち寄ることなく、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないこと。
- ・密閉空間で換気が悪く、手の届く距離に多くの人がいて、近距離での会話や発声があるような場所（例えばカラオケボックスやライブハウスなど）やイベント等には参加しないこと。

(10) 来客対応

ア 学校は、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域など警戒地域からの来客については、面会を控え、電話、メールやリモート形式等の工夫をすること。

なお、当該地域以外の地域からであっても、面会の必要があると判断され

る場合を除き、引き続き電話、メールやリモート形式等の工夫をすること。
イ 学校は、来客に発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は、校内に入らないよう要請すること。また、校内に入る際は原則マスクの着用及び手指を消毒するよう要請すること。

(11) 学校施設の開放

ア 学校施設開放を行う学校においては、一般への利用の許可を可能とする。
イ 学校は、許可に当たっては、代表者の氏名、連絡先を記録させるとともに、代表者には利用者全員の氏名等の記録（3週間保管）、事前の検温の把握、利用中の密閉、密集、密接のそれぞれ徹底的な回避、使用後の施設等の消毒等を遵守してもらい、感染防止対策の徹底を図ること。

(12) 委託業者等外部関係者の感染予防対策

校長は、校内で業務を行う業者や学校に出入りする外部関係者についても、校内での原則マスクの着用及び手指消毒等の新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底及び緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域など警戒地域からの関係者や体調不良者の校内への立ち入り自粛等を要請すること。

3 年間行事計画等の見直し

校長は、新型コロナウイルスの感染防止のための臨時休業や分散登校等により計画通り教育活動を実施できなかった場合には、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討し、必要な変更を行うこと。

また、今後再度、臨時休業等となった場合に備えて、具体的な対応策について検討を行うこと。対応策の一つとして、オンライン学習環境を整備すること。

4 登校の判断等

学校は、児童生徒等の登校等にあたり、以下に留意して対応すること。

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をすること。

ウ 児童生徒等又は保護者が感染リスク等に鑑み登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた

日」として扱うこと。指導要録上も「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入すること（理由欄「新型コロナウイルス感染症予防のため」）。

(2) 海外から帰国した児童生徒等について

ア 留学等で海外から帰国した児童生徒等は、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入すること（理由欄「新型コロナウイルス感染症予防のため」）。

(3) 県外から転入等の児童生徒等について

学校は、県外から転入等の児童生徒等に対して以下の点を確認の上、問題がなければ通常の教育活動を実施すること。

ア 当該児童生徒等に咳や発熱等の症状がないなど、健康観察をしっかりと実施していること。

イ 家族に感染者との濃厚接触者がいないこと。

ウ 来鳥（帰鳥）までの行動履歴や健康状態を把握、確認していること。

(4) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合について

学校は、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、出席停止とし、自宅での休養を徹底すること。また、地域の感染レベル（2～3頁参照）が3及び2の地域では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も、登校を控えるよう指導すること。（11月29日現在、鳥取県の地域の感染レベルは1）

これらの場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入すること。

ただし、病院を受診し、医師から風邪など新型コロナウイルス感染症以外の診断をされた場合、診断日の翌日以降は、病欠扱いとすること。

(5) 感染症の予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合について

校長は、新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入すること。

なお、保護者の心配の内容に応じて、学校での感染症対策について丁寧に説明するとともに、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合においても家庭での学習方法について丁寧に説明する等の工夫を行うこと。

※この場合の学校等欠席者、感染症情報システムへの入力は、感染症ではないため、不要とする。

(6) 学習評価への反映

学校は、(1)～(5)により、学校に登校できない児童生徒等に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができる。

(7) 児童生徒等が新型コロナウイルスのワクチン接種をする場合の出欠の取扱い

児童生徒等がワクチン接種をする場合は、基本的にはその他の予防接種と同様の取扱いとするが、ワクチン接種の時間や場所の選択が困難である場合、寮生等で接種場所が遠距離にある場合等は、「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う等、児童生徒等一人一人の実情に合わせ、不利益にならないように対応すること。

なお、ワクチン接種後、副反応のため登校できない場合は、「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入すること。

5 体調不良の生徒に対する抗原簡易キットの活用について

生徒に発熱や咳等の風邪症状が現れた場合、速やかに保護者に連絡し医療機関を受診させることが原則とする。抗原簡易キット（以下「簡易キット」という。）の活用については、直ちに保護者に連絡し医療機関を受診させることが困難であり、且つ、学校内での感染拡大防止のため、当該生徒への検査が必要と学校長が判断した場合に保護者の同意を得て行うなど限定的に考えること。（簡易キットの活用に関する留意事項等については、令和3年9月6日付第202100138678号及び同日付第202100138700号「県が備蓄している抗原簡易キットの配布について（通知）」を参照のこと。）（参考資料4）

6 新型コロナワクチン接種と学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、接種を受けることが勧められているが、ワクチン接種はあくまで本人の意思や保護者

の同意に基づいて受けるべきことであり、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることはしてはならない。

学校教育活動において、例えば医療機関等の学校外において実習等を行う場合など、何らかの理由で児童生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられるが、その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の児童生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど、個人情報としての取扱いに十分に留意して把握すること。

7 感染者（回復者を含む）、濃厚接触者、ワクチン接種を受けていない人等に対する偏見、差別及びいじめへの対処と個人情報の保護について

感染者（回復者を含む）、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、ワクチン接種を受けていない人に対する偏見や差別、いじめにつながるような行為は断じて許されないものである。

学校は、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、特定の人・地域・職業等に対していわれのない偏見や差別、いじめが生じないように、以下の点に留意し、児童生徒等の実態及び発達段階に応じて適切に指導を行うこと。

- (1) 児童生徒等・保護者等から発熱など初期症状についての相談・連絡があった場合、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、プライバシーを尊重した対応をとること。
- (2) ワクチン接種を受けることは強制ではなく、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、任意で行われるものである。他の人に接種を強制したり、ワクチン接種を受けていない人に対する偏見や差別、いじめをしたりすることがないようにすること。
- (3) 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年9月1日施行）、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正（令和3年4月1日施行）の趣旨を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別、プライバシーの侵害、いじめの防止に努めること。
- (4) 健康状態など、やむを得ない理由により、マスク等の着用が困難な状態にある方がおられることから、これらの方たちへの誤解や心ない批判を生じないようにすること。

8 児童生徒の心のケア

鳥取型「新しい学校生活様式」の下での学校生活の中で、笑顔で登校している児童生徒等を含め、すべての児童生徒等が新型コロナウイルス感染症の影響により、何らかのストレスや不安を抱えていることも考えられる。

学校は、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について」（令和2年6月4日付け いじめ・不登校総合対策センター長通知）を踏まえて、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の状況を適切に把握し、教育相談活動の充実やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した児童生徒及び保護者への支援等を図ること。あわせて、「24時間子供SOSダイヤル：0120-0-78310」「教育相談電話：0857-31-3956」などの学校外の各種相談窓口の周知を図ること。

9 学校寮における感染対策

高等学校は、「学校寮における新型コロナウイルス感染症ガイドライン」に基づき、学校寮における感染対策を実施すること。

10 特別支援学校における留意点

学校は、児童生徒等の通学等にあたり、以下に留意して対応すること。

(1) 通学バス等による通学支援について

ア 毎朝の児童生徒等の検温を必ず行い、連絡帳等への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。

イ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バス等に乗車することのないよう、保護者への指導を徹底すること。

ウ 十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。

エ 一度に多くの児童生徒等が乗車する大型バス等による通学支援については、別に定める「通学バスの運行に係る留意事項等について」により対応すること。

(2) 寄宿舎における対応について

寄宿舎においても、手洗いや咳エチケットの徹底等、基本的な感染症対策を実施するとともに、換気の徹底等、集団感染リスクに対応するなど、鳥取盲学校及び琴の浦高等特別支援学校の寄宿舎における新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づき、万全の感染症対策を講じること。

11 教職員等の健康管理

(1) 各教職員は、毎朝自宅で検温し、風邪症状等を確認の上、出勤時に「健康チェック表（参考資料5）」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表」を、教務室の中に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

管理職は、毎日、「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管する

こと。

※健康チェック表の様式は、学校の状況に応じて修正を加えてもよい。

- (2) 各教職員は、発熱や風邪の症状、においや味の異常がみられるときには、決して無理せず自宅で休養し、必要に応じて医療機関を受診すること。

各教職員が出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

また、感染が疑われる場合は、まずは、事前に地域の医療機関に連絡し、相談先に迷う場合は相談センター（9頁に記載）に連絡の上、その指示に従うこと。

※具体的な対応については、令和3年5月28日付第202100049694号教育長通知「新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の取扱い等について」、及び令和3年4月19日付第202100024023号教育長通知「県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う教育長メッセージ及びまん延防止等重点措置適用拡大に伴う感染拡大防止の取組みについて」等により対応すること。

- (3) 手洗い、マスクの装着を徹底すること。
(4) 勤務時間外においても、密閉、密集、密接を、それぞれ徹底的に回避すること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

12 教職員の勤務・サービス・県外出張等の取扱いに関すること

- (1) 校長は、教職員の健康状態の把握に努め、風邪症状等が発現した場合は、躊躇なく休暇等の対応を取るよう教職員に指示すること。

なお、教職員が出張中であっても、風邪症状等が発現した場合は直ちに出張を中止させ、当該地域の相談センターに相談するよう教職員に指示すること。

- (2) 県外出張について、用務先の感染拡大状況をよく確認し、オンライン会議で代替できないかなど、出張の是非を判断すること。なお、出張が必要な場合はマスク着用、手指消毒など感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクの高い場所（接待を伴う夜の飲食店等）への立ち入りは控えること。緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置対象地域などについては、適宜、最新の通知文書を参照すること。

※感染防止対策：密閉、密集、密接を、それぞれ徹底的に回避する、人と人との感染防止距離（概ね2メートル）を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな「手洗い」、「こまめな換気」など

- (3) 県内出張

感染防止の取組を徹底した上で、出張を行うこと。

(4) 国外出張

引き続き禁止

(5) 私的な県外地域への旅行等は、県の方針を参考に行動すること。

(6) 鳥取型「新しい学校生活様式」に基づき、可能な限り密閉、密集、密接を、それぞれ回避する方策を講じるとともに、教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制の構築（業務継続計画等の策定）について、準備をしておくこと。

また、教職員は、公用、私用に関わらず、県民に対して県外との往来に注意すべき地域として位置づけている地域へ移動する場合、学校長とその行動計画及び行動歴の情報共有に努めること。

II 臨時休業編

1 感染者が確認された場合

(1) 児童生徒等の場合

ア 校長は、当該児童生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、速やかに高等学校課又は特別教育支援課及び所轄の保健所に報告するとともに、学校等欠席者・感染症情報システムに登録する。

ウ 鳥取県教育委員会は、学校保健安全法第 20 条及び行動計画に基づき、感染者が発生した学校を、ひとまず 7 日間、臨時休業とすることを基本とする。ただし、その実施の規模及び期間については、所轄の保健所の疫学調査を踏まえ、専門家や学校医と相談の上、当該児童生徒等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を総合的に判断して、最終的に決定することとする（感染状況を見極めた上で、学年単位等での臨時休業も可能である）。

エ 保健所は、当該児童生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布するなど、臨時休業等の連絡が迅速に行えるよう、連絡体制について日頃から確認しておく。

※児童生徒等の感染が確認された場合及びクラスターが発生した場合の具体的な対応については、「学校においてクラスターが発生した場合の対応について」（参考資料 7）を参考とすること。

○児童生徒等の発熱等の症状が発現した際の手順

児童生徒等	学校長
①学校に連絡	①当該児童生徒等の出席停止を指示
②地域の医療機関（相談先に迷う場合は相談センター（9 頁に記載））に連絡	②新型コロナウイルス感染症を疑う場合は当該情報を高等学校課又は特別支援教育課に報告
	③児童生徒等に対し、地域の医療機関（相談に迷う場合は相談センター（9 頁に記載））に連絡するよう指示

	④ P C R 検査、抗原定量検査又は抗原定性検査（以下「P C R 検査等」という。）陽性判定の場合に備え、予め臨時休業時の連絡体制等を確認しておく
--	---

○児童生徒等が P C R 検査等を受検する際の手順

児童生徒等	学校長
①検査前に学校へ連絡 （医療機関で受診後、即検査、即結果判明の場合あり。その場合は検査後の連絡でも可。休日を含め連絡体制の周知を徹底すること。）	①検査結果を含めた情報提供を依頼するとともに、受検することを高等学校課又は特別支援教育課へ報告 ②学校職員も含め学校全体の健康状態を確認し、P C R 検査等の結果が判明するまでの間、外部も含め交流等を控えるよう指示 ③関係者の行動状況等の情報収集
②検査結果等について随時学校へ連絡	④結果については、高等学校課又は特別支援教育課に至急報告

※児童生徒等の感染が確認された場合の報告ルート及び様式については、令和3年6月1日付第202100056126号「新型コロナウイルス感染症発生時の報告様式等の更新について（通知）」を参考とすること。（参考資料8）

○児童生徒等の同居する家族等が P C R 検査等を受検する際の手順

児童生徒等	学校長
①検査前に学校へ連絡 （医療機関で受診後、即検査、即結果判明の場合あり。その場合は検査後の連絡でも可。休日を含め連絡体制の周知を徹底すること。）	①検査結果を含めた情報提供を依頼するとともに、受検することを高等学校課又は特別支援教育課へ報告 ② P C R 検査等の陽性判定の場合に備え、出席停止及び連絡体制等を確認しておく

②検査結果等について随時学校へ連絡	③結果については、高等学校課又は特別支援教育課に至急報告
-------------------	------------------------------

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1 (1) 児童生徒等の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、感染者が発生した学校を、ひとまず7日間の臨時休業とすることに留意すること）。

また、感染が疑われる場合には、保健所による疫学調査を待たず、直ちに感染の疑いのある教職員へ在宅勤務命令等を行うとともに、PCR検査等で陽性となった場合は、速やかに「行動・接触者確認シート（以下「行動確認シート」という。参考資料9）」を参考に風邪症状等が発現した日（発症日）の14日前からの行動歴を記録しておくこと。

○教職員の発熱等の症状が発現した際の手順

教職員本人	学校長
①学校長に報告	①当該教職員に対して、躊躇なく休暇（特別休暇又は有給休暇）を取得するよう指示
②症状が発現したら直ちに休暇（特別休暇又は有給休暇）	②特別休暇を取得した当該教職員の情報を高等学校課又は特別支援教育課に報告する
③地域の医療機関（相談先に迷う場合は相談センター（9頁に記載））に連絡	③教職員に地域の医療機関（相談に迷う場合は相談センター（9頁に記載））へ連絡するよう指示
	④PCR検査等陽性判定の場合に備え、予め行動確認シートの作成・提出手段（電子メール、ファクシミリ等）を当該教職員と確認 ※感染リスクがあるため、紙での提出は不可。パソコン等がない場合、作成した行動確認シートをスマートフォン

	等で写真撮影し、電子メール等で送信することも可。
--	--------------------------

○教職員がPCR検査等を受検する際の手順

教職員本人	学校長
①検査前に学校長に報告 (医療機関で受診後、即検査、即結果判明の場合あり。その場合は検査後の連絡でも可。休日を含め連絡体制を徹底すること。)	①行動確認シートの作成を当該教職員へ指示するとともに、受検することを高等学校課又は特別支援教育課へ報告する。
②行動確認シートの作成を開始	②教職員全員の健康状態を確認するとともに、当該教職員のPCR検査等結果が判明するまでの間、教職員全員に対して外部等への接触を控えることを指示する等、十分に配慮すること。
③検査結果等について随時学校長に報告	③当該教職員からの報告内容等を高等学校課又は特別支援教育課に至急報告

なお、罹患教職員が発生した学校における業務継続については、以下のとおりとする。

<罹患教職員の発生～疫学調査終了(1～2日間)>

当該校に勤務する教職員は、保健所の疫学調査に協力するとともに、保健所の指導のもと、積極的にPCR検査等を受検する。また、1～2日間は執務室等の消毒期間と位置づけて、業務を制限する。

<疫学調査終了～(2週間程度)>

濃厚接触者と認定されなかった教職員は、職場復帰するとともに、業務を継続する。

○教職員の同居する家族等がPCR検査等を受検する際の手順

教職員本人	学校長
①検査前に学校長に報告 (医療機関で受診後、即検査、即結果判明の場合あり。その場合は検査後の連絡でも可。休日を含め連絡体制を徹底すること。)	①原則として当該教職員に在宅勤務を命じ、行動確認シートの作成を指示するとともに、受検することを高等学校課又は特別支援教育課へ報告する。 (保健所等からの指示ではなく、自主的に

②行動確認シートの作成を開始	P C R 検査等を受ける場合は、状況に応じて在宅勤務を命じるものとする。）
③検査結果等について随時学校長に報告	②検査結果等については、高等学校課又は特別支援教育課に至急報告

(3) その他

学校保健安全法第 20 条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒等が自宅で学習できる課題（教材）を準備しておくとともに、I C T を活用した学習支援についても引き続き検討を行うこと。

臨時休業中においても、分散登校を実施することが可能となる場合があるので、学校の状況に応じた分散登校の方法について検討を行うこと。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童生徒等の場合

ア 校長は、児童生徒等の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童生徒等から児童生徒等が濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒等の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染者と最後に接触をした日の翌日から起算して2週間、当該児童生徒等を出席停止とする。

ウ 校長は、速やかに高等学校課又は特別教育支援課及び所轄の保健所に報告する。

エ この場合、鳥取県教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染者と最後に接触

をした日の翌日から起算して2週間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童生徒等の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

また、教職員と同居する家族等が濃厚接触者としてPCR検査等を受検する際には、校長は、原則として当該教職員に1週間の在宅勤務を命じるものとする。ただし、やむを得ず、出勤する必要がある場合は、基本的な感染予防対策を徹底した上で、可能な限り別室で勤務するなど、他の教職員との接触を極力控えるものとする。なお、保健所から「行動制限不要」等の個別の指示がある場合は、その指示に従って差し支えない。

3 県内感染者の発生状況を踏まえた措置

教育委員会は、特定の地域におけるクラスターの発生状況や県内の患者の発生状況等によっては、鳥取県版新型コロナ警報に基づき、専門家チームの意見を踏まえた上で、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。